

広島県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年四月二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

木頃井永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市上下町井永字大平一〇四一五番一地从先から 府中市上下町井永字半田一一六番一地从先まで					
	〇・七〇 六・六〇 三	一〇・五〇 三〇・七〇	五九・四〇	六〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 五五・〇〇メ ートル